令和7年2月1日以降に、国土交通省に認められた学校・学科　（土木施工管理）

1. 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校
2. 専門学校・大学校等
3. 専攻科
4. 指定学科と認められている職業訓練
5. 実務経験年数に算入できる職業訓練

注意事項

○ 学校区分ごとに追加した学校・学科を載せてありますが、追加した学校・学科がない場合は「—」と記してあります。

○ コース、系列、専攻等の記載がある学科は、コース、系列、専攻等が記載された卒業証明書が必要です。

○ ※印が記された学科は、指定学科となるための履修条件があり、卒業証明書のほかに履修科目及び単位数が確認できる成績証明書または履修証明書が必要です。ご自身の履修科目・単位数が履修条件を満たすか確認してからお申込みください。履修条件を満たさない方は「指定学科以外」になります。

1. 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校

学　校　名	学　科　名	学科コード
大　学		
—	—	—
短期大学		
—	—	—
高等専門学校		
—	—	—
高等学校		
—	—	—

2. 専門学校・大学校等

学　校　名	学　科　名	学科コード
大学の指定学科と同等と認められた学科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等と認められた学科		
—	—	—

3. 専攻科

学　校　名	学　科　名	学科コード
大学の指定学科と同等と認められた専攻科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等と認められた専攻科		
—	—	—

※　該当する専攻科を修了された方は、卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方が必要です。

4. 指定学科と認められた職業訓練

施　設　名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた訓練課程・訓練科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等と認められた訓練課程・訓練科		
—	—	—

※　該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。

5. 実務経験年数に算入できる職業訓練

施　設　名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	訓練 期間
—	—	—

※　訓練期間のうち実務経験年数に算入できるのは、受検資格に必要な実務経験年数の３分の２までです。
※　1～4に該当する学科を卒業(修了)した方も、5に該当する職業訓練を修了した場合は実務経験に算入することができます。
※　修了証明書が必要です。修了証明書が発行されない訓練施設の場合は、「修了証書の写し」を提出してください。